

***** 岐阜県小中学校教頭会会則 *****

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は岐阜県小中学校教頭会と称する。

第 2 条 本会の事務所は、県校長会館内におく。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は教頭職としての研修を深め、学校教育の振興に寄与し併せて地位の向上と相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 研修に関すること。
2. 地位の向上と親睦に関すること。
3. 他府県、他団体との連絡に関すること。
4. その他本会の目的達成のための必要な事業。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は岐阜県小中学校・義務教育学校・特別支援学校に勤務する教頭及びこれに準ずる者とする。

第 5 章 役員及び理事

第 6 条 本会には次の役員及び理事をおく。

会 長 1 名 副会長 若干名 会 計 3 名
書 記 2 名 専門部長及び副部長 6 名（研究・組織・広報）
理 事 6 名（地区教頭会代表）

第 7 条 役員及び理事の選出

1. 会長及び副会長は指名委員会において指名し、代議員会の決定を経て研修総会に報告する。
2. 理事（地区教頭会代表）は各地区において選出する。
3. 会計、書記および各専門部長・副部長（研究・組織・広報）は会長が委嘱する。
4. 役員は代議員を兼ねないことを原則とするが、各郡市の人数によっては考慮する。

第 8 条 役員及び理事の任務

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれに代わる。
3. 理事（地区教頭会代表）は地区を代表して本会の運営に参画し当該地区の教頭会を組織し連絡運営にあたる。
4. 会計は本会の経理にあたる。
5. 書記は本会の庶務をつかさどる。
6. 部長及び副部長は各委員会活動を通して本会の運営に参画する。

第 9 条 役員会及び理事会は必要に応じ会長が招集する。

第 10 条 役員会の任務は総会及び代議員会提出議案の審議ならびに決定事項その他緊急事項を処理する。

第 11 条 役員及び理事の任期は1カ年とする。但し再任をさまたげない。

第 6 章 指 名 委 員 会

第 12 条 指名委員会は、代議員会において選出された委員により構成する。

第 13 条 指名委員会は、次年度の会長及び副会長を指名し、その他の役員候補者を推薦する。

第 14 条 指名委員の任期は1年とする。

第 7 章 専 門 部

第 15 条 本会に次の専門部を置く。

研究部・組織部・広報部の三専門部を置く。

第 16 条 専門部は郡市各専門委員長をもって組織し部会をもつ。尚、各地区1名の代表者を置き、必要に応じ代表者会を開く。

第 17 条 専門部の任務

1. 研究部は研究大会の運営・研修・並びにその成果刊行に関すること。
2. 組織部は組織強化と人事並びに身分、職務、給与及び要請活動に関すること。
3. 広報部は機関紙の発行及び各種資料、情報の蒐集と広報に関すること。

第 8 章 代 議 員 会

第 18 条 代議員会は本会の議決機関であり、年2回以上開催する。代議員は、各郡市の教頭会長もしくはこれに準ずる者1名とする。

第 19 条 代議員会は次の事項を審議し議決する。

1. 役員承認。
2. 前年度の事業報告・決算・会務承認。
3. 本年度の事業計画・予算案承認。
4. 会則の変更。
6. 指名委員の選出。
7. その他の重要事項の議決。

第 20 条 代議員の任期は1カ年とする。但し再任をさまたげない。

第 21 条 代議員会は、委任状も含めて役員・理事の3分の2以上の出席で成立する。議事は、出席の過半数で決定する。

第 9 章 研 修 総 会 及 び 研 究 大 会

- 第 22 条
1. 研修総会は、代議員会の報告と会員の資質を高める研修を行う場とする。
 2. 研究大会は、研究の成果を発表し交流する場とする。
 3. 研修総会と研究大会を、それぞれ毎年1回これを開催する。

第 10 章 会 計 及 び 監 査

- 第 23 条
1. 本会の会計は、会費分担金とその他の収入とする。
 2. 会費分担金の納入金額は代議員会において決定する。
 3. 研修活動資金の取り扱いは別に定める。
 4. 臨時負担金は役員会において定める。
 5. 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

- 第 24 条 事務局は次のことをおこなう。
2. 会計監査員は役員を兼ねない。

第 11 章 事務局

- 第 25 条 事務局は次のことをおこなう。
1. 事務局は本会活動を円滑にするための事務を行う。
 2. 会長は事務局長を委嘱する。

慰 労 ・ 弔 慰 規 定

第 1 条 総 則

この規程は、岐阜県小中学校教頭会（以下県教頭会という）会員の退職・死亡に関する基本的事項を定めるものとする。

第 2 条 退職慰労金

会員が、退職した場合、退職慰労金 2 万円を贈る。『感謝状』を贈呈し、慰労の意をあらわす。なお、教頭在職 5 年以上で退職した場合は、4 万円、また 10 年以上で退職した場合は 6 万円を贈る。但し 2 年未満は慰労金はなし。

第 3 条 死亡弔慰金

会員が、傷病等により死亡した場合、弔慰金 10 万円及び生花、弔電を供え、会長及び当該郡市教頭会代表が会葬し、弔慰をあらわす。

第 4 条 支給の手続き

退職慰労金並びに死亡弔慰金支給の事由が発生した場合、当該郡市教頭会会長は、退職慰労金・死亡弔慰金支給申請書（様式 1）により県教頭会に申請する。

<事務は、事務局が代行する>

第 5 条 付 則

1. この規程の改廃は、県教頭会代議員会で行う。
2. この規程の施行は、平成 10 年 2 月 6 日とする。
3. 平成 21 年 10 月 20 日一部改正< 2 条 >

研 修 活 動 資 金 取 扱 規 定

第 1 条 岐阜県小中学校教頭会（以下本会と称する）の研修活動資金（以下資金と称する）の取扱いは、この規定にさだめる通りとする。

第 2 条 この基金は、本会の目的を達成するのに必要な基盤を強固にし、事業の完遂を図ることをもって目的とする。

第 3 条 この資金は、本会会員の拠出金とその利子等をもってあてる。

第 4 条 この資金は、本会会長が管理し、その執行は役員会の提案又は勧告による。

第 5 条 この基金の用途は、次の各号に定めるものに限る。

1. 本会の目的達成に必要な研修活動に関する経費
2. 役員会・理事会等で決定した用途

第 6 条 この資金は、確実な金融機関に預けて保管する。

第 7 条 1. この資金の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。
2. この資金は、本会会則第23条(1)に定める会計監査を受けて、総会に報告するものとする。

第 8 条 付則
1. この規定は平成10年2月6日より施行する。

付 則

1. 議事は出席者の過半数で決する。
2. 必要に応じて特別委員会を設けることができる。
3. 年度中途に異動等により教頭に昇任された者は、その時点で会員となり、全国及び県教頭会運営活動資金は次年度の新入会員と一緒に納入するものとする。
4. 本会は昭和39年9月17日から発効する。
 - ・昭和42年6月12日
 - ・昭和43年6月12日 一部改正（会議）
 - ・昭和46年6月1日 一部改正（委員長を役員とする）
 - ・昭和47年6月1日 一部改正
 - ・昭和48年6月 一部改正（会費）
 - ・昭和53年6月3日 一部改正（第16～19条）
 - ・昭和56年5月30日 一部改正（第2条、第6条、第10章、第21条）
 - ・昭和58年6月4日 一部改正（第6条、第7条、第6章、第7章）
 - ・昭和59年6月2日 一部改正（第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条）
 - ・昭和62年6月6日 一部改正（第6条、第15条、第17条）
 - ・平成3年6月1日 一部改正（第4条、第6条、第7条、第16条、第17条、第19条、第22条、付則）
 - ・平成4年6月6日 一部改正（付則）
 - ・平成12年6月19日 一部改正（第22条）
一部改正（第6条、第7条、第17条、第18条、第21条、第9章、第24条）
 - ・平成23年2月18日 一部改正（第15条、第18条、第21条、第22条）
 - ・平成26年2月21日 一部改正（第18条）
 - ・平成30年5月23日 一部改正（第5条、第7条、第19条、第21条）
 - ・令和5年5月24日 一部改正（第8章第21条追記、第9章第21条を第22条に修正
第10章第22条を第23条に、第23条を第24条に修正
第11章第24条を第25条に修正）